# 社会福祉法人 朋友福祉会 役員及び評議員の報酬等の支給基準

制 定 平成29年3月29日

### 社会福祉法人 朋友福祉会

## 役員及び評議員の報酬等の支給基準

(目 的)

第1条 この基準は、社会福祉法人朋友福祉会(以下「当法人」という。)定款第9条及び第2 4条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関 し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義等)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 役員とは、定款第17条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
  - (2) 常勤理事とは、当法人を主たる勤務場所とする理事をいう。
  - (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
  - (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の 対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
  - (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。 報酬とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬等の支給)

- 第3条 当法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 2 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

#### (報酬の額の決定)

- 第4条 理事長の報酬は、月額20万円を上限とする。
- 2 役員(理事長を除く)の報酬は、1回につき1万2千円を上限とする。
- 3 評議員の報酬は、定款第9条第1項で定める金額の範囲内で、1回につき1万2千円を上限とする。

#### (報酬の支給日及び支給方法)

- 第5条 理事長の報酬は、月額をもって支給するものとし、別に定める職員の賃金規程に準じて 毎月支給する。
- 2 役員(理事長は除く)及び評議員の報酬は、必要の都度、支給する。
- 3 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

#### (費用)

第6条 当法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これ を請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって 支払うものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この基準をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この基準の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 足)

第9条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則 (平成29年3月29日) この基準は、平成29年4月1日から施行する。